

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白鷹町長 佐藤 誠 七

市町村名 (市町村コード)	白鷹町 (06402)	
地域名 (地域内農業集落名)	西横田尻地区 (北小路、南小路、高野、笠松)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

「農事組合法人アグリサービスこぐわ」を中心に各担い手農家の連携を密にしながら、農地の集積と分散錯圃の解消による土地利用の効率化を進める。また、条件不利地である農地の耕作について取捨選択が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区内は、水稻が主要作物であり、大豆やそば等の転作も実施されている。また、一部の農地では、野菜や果樹、花卉などが栽培されているため、今後も土地利用型作物の栽培を主体としつつ、園芸作物を組み合わせた複合経営に継続して取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	212 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	212 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
貸付等の意向が確認された農地は、農地利用最適化推進委員等と調整を図りながら、中心経営体に集積・集約化していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借に関しては、農地中間管理機構への貸付を地域全体として推奨しながら、担い手への集積・集約化を戦略的に進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
県道に面した高野前、高野南、本木周辺の一団の農地(約12～13ha)は、整備地と未整備地が混在している。未整備地は一団の農地の真ん中に位置しており、整備しなければ、今後、耕作放棄地になってしまう恐れがある。基盤整備について検討し、町にも要望していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者の確保に努めるとともに、就農者の意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町や県、JA等と連携しながら技術的指導の支援に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業については、白鷹町防除協議会に委託し、農作業の軽減と効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①田へのイノシシ被害が確認されていることから、地区・行政・JAと一体となり対策に取り組む。
 ⑩現在取り組みを進めている、枝豆、キャベツを安定的に生産していく。